

4 郡 障 第 123 号
令和 4 年 4 月 8 日

指定障害福祉サービス等事業者 様

郡山市障がい福祉課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者に係る健康観察について（依頼）

事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に御尽力をいただき、感謝申し上げます。

令和 4 年 4 月 7 日付けで「新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について」を通知したところですが、事業所における陽性者の濃厚接触者への対応について、下記のとおりお願いすることとなりますので、御対応いただきますようお願いいたします。

記

対応いただく内容

別紙フローのとおり、これまでの濃厚接触者リストの作成及び提出等に加え、濃厚接触者に特定された方への連絡、自宅待機期間中の体温・健康状態の確認をお願いします。

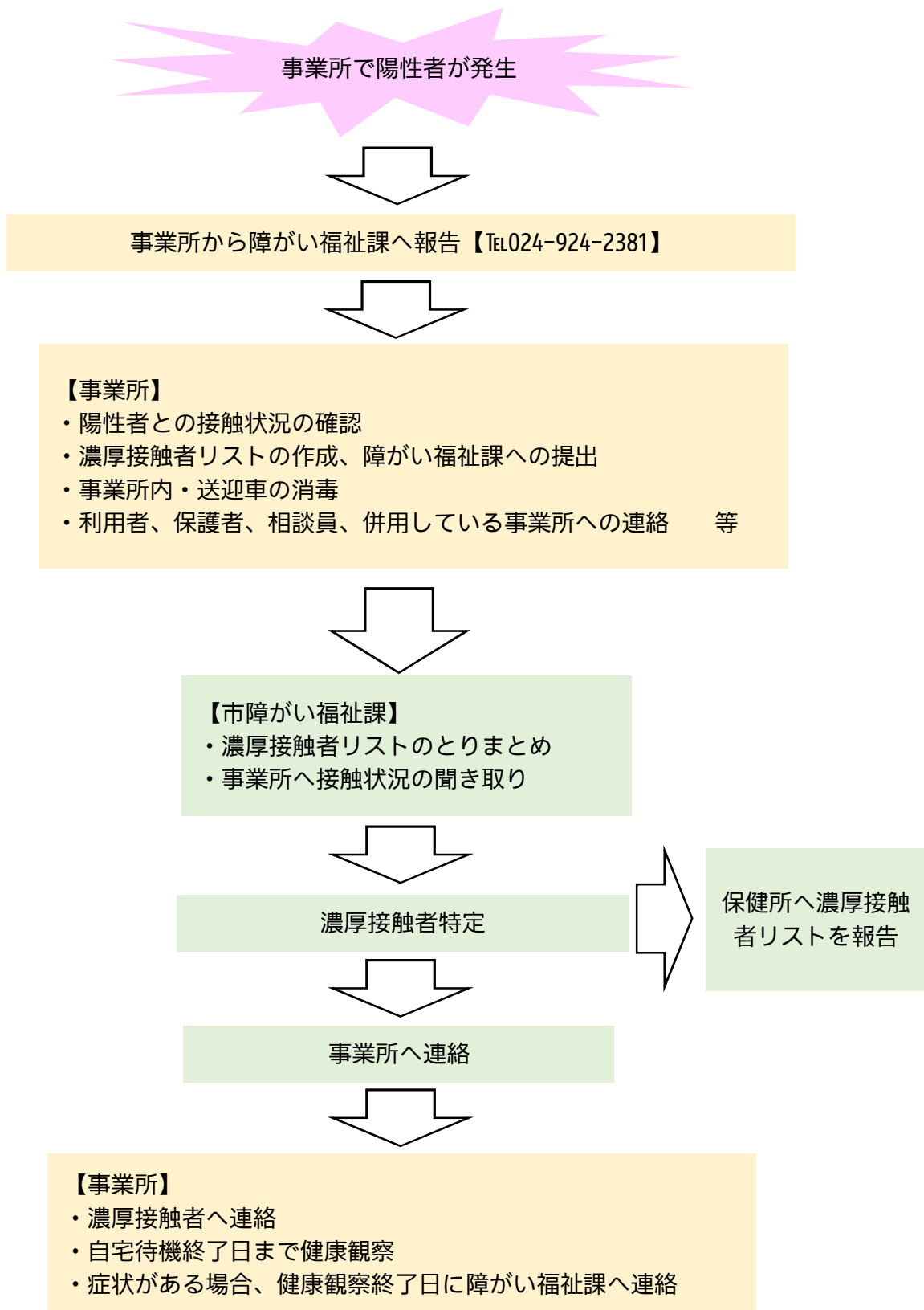
※濃厚接触者に特定された方は、保健所の指導により最終接触日の翌日から 7 日間の自宅待機をお願いしております。

また、健康観察に係る書類を送付しますので、御確認いただきますようお願いいたします。

「濃厚接触者と特定された方へ」	濃厚接触者へ連絡する際に、お伝えいただきたい事項をまとめたものです。
濃厚接触者の健康観察票	健康観察を行っていただく管理台帳です。

(障がい福祉課管理係 電話 024-924-2381)

障害福祉サービス等事業所で陽性者が発生した場合のフロー



- ・濃厚接触者の基本的な判断基準は「マスクなし・1m・15分」の接触となっておりますが、換気、食事の状況や介助の程度、送迎等におけるリスクも勘案し判断します。
- ・濃厚接触者の自宅待機期間は、陽性者との最終接触日から、翌日を1日目として7日間です。
- ・陽性者の健康観察等は保健所が行います。